



佐賀県公報

平成15年
12月5日
(金曜日)
第 12390号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 二 (一) 事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇五七一一五
(二) 指定年月日 平成十五年十一月十九日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人若楠
所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目百三十四番地

○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

(五九七・長寿社会課) 一

○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定

(五九八・〃) 一

○保安林予定森林

(五九九・森林整備課) 一

○土地収用法に基づく事業の認定

(六〇〇・監理課) 二

○土地改良事業の工事完了

(農村計画課) 四

○〃

○ 告 示

●佐賀県告示第五百九十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第二十一条の十第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年十二月五日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十五年十一月十九日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人敬愛会

所在地 神埼郡三瀬村大字三瀬三十八番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 ホームヘルプサービスセンター三瀬

所在地 神埼郡三瀬村大字三瀬三十八番地一

サービスの種類 児童居宅介護

- 佐賀県告示第五百九十八号
- 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年十二月五日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十五年十一月十九日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人若楠

所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目百三十四番地

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 青葉園

所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目百三十五番地

サービスの種類 知的障害者短期入所

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一〇五一三九

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

東松浦郡浜玉町大字平原字矢櫃甲四〇五三の一三、字高野甲四〇七四の二
三、甲四〇七六の二、字阿毛瀬甲四〇七七の一三、甲四〇八一の三、甲四〇
八一の五から甲四〇八一の七まで、字大迫甲四三〇八の二五、七山村大字池
原字山中甲三一二五の四〇、甲三一三四の四八、甲三一八九、甲三一九三か
ら甲三一九六まで、甲三二一五の四七、甲三二一五の五一から甲三二一五の
五三まで、甲三三一六、甲三三二三、武雄市武内町大字真手野字黒牟田二四
六二七の一、二四六二七の三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町
村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県水産林務局森
林整備課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第六百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十
条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十五年十二月五日

佐賀県知事 古川 康

一起業者の名称

千代田町

二 事業の種類

(仮称) 千代田町文化ホール及び保健センター建設工事

三 起業地

佐賀県神埼郡千代田町大字直鳥字一本松地内

(2) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(1) 法第二十条第一号の要件への適合性について

(仮称) 千代田町文化ホール（以下「文化ホール」という。）は、社会
教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館として
整備されるものであるため法第三条第二十二号に該当し、保健センターは、

地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第十八条に規定する市町村保健
センターであるため法第三条第三十一号に該当する。よって、法第二十条
第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(2) 法第二十条第一号の要件への適合性について

社会教育法第二十一条において公民館は市町村が設置するとされている
こと、及び地域保健法第十八条において市町村は市町村保健センターを設
置することができるとされていることから、起業者である千代田町は本件
事業を施行する権能を有すると認められ、同町は一般会計により既に財源
措置を講じている。よって、本件事業は、法第二十条第二号に掲げる要件
を満たすと判断される。

(3) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 現在、町民の学習活動は、他の公共施設や地区の公民館で実施されているが、内容及び収容能力に限界があるため、大ホール、視聴覚室等を備えた文化ホールを建設するものであり、これにより、地域の学習拠点として、多様化、高度化する学習ニーズへの対応や多様な学習機会の提供が可能となり、生涯学習の一層の推進に寄与することが見込まれる。

また、千代田町の死因順位の上位を占めている悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病対策として、健診体制の充実はじめとする各種保健事業の充実が課題となっている。

しかし、同町には当該保健事業を行う拠点となる施設がないため、健診等は他の公共施設に仮設の診察室等を設置して実施しなければならないので、不衛生である。また、騒音により聽診等の検査に支障を来す等の問題も生じている。

このため、健康相談室、診察室、機能訓練室等を備えた保健センターを建設するものであり、これにより各種保健事業の充実が図られ、地域住民の健康の保持及び増進に寄与することが見込まれる。

さらに、両施設を複合施設として建設することで、玄関、事務室等が統合でき、施設面積、建設費用及び維持費用が低減できるとともに、利用者で混雑する場合の混乱も防止できる。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 他方、建築物の高さ、配置等は周辺の農地に影響がないよう計画されていること、工事車両の速度規制等安全対策を講じることとしていること等から周辺環境への影響は小さいものと考えられること、事業計画に対する地域住民の反対がないこと等の理由から、失われる利益については軽微なものと判断される。

ウ 起業地は、三候補地について、潰地面積、交通の利便性等の社会的条件、工事施工の難易度等の技術的条件及び事業費等の経済的条件を総合

的に勘案して検討がなされた結果、最も適切な候補地が採用されている。

エ アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(4) 法第二十条第四号の要件への適合性について

平成七年に策定された千代田町新総合計画で中央公民館（文化ホール）及び保健センターの整備は主要施策と位置付けられていること、これらの類似施設がないために町民の学習活動は制限され、保健サービスにも支障を来していることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の役割を実現するための本体施設及び駐車場等の設置に必要な範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第二十条各号の要件を満たすものと判断される。

以上により、千代田町長より申請のあつた本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

法第二十六条の二第一項の規定による図面の縦覧場所

千代田町企画課

○ 公 告

鹿島市長 桑原允彦から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鹿島市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 地場整備）

音成地区の工事が平成15年3月20日完了した旨届出があった。

平成15年12月5日

佐賀県知事 古川 康

鹿島市長 桑原允彦から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鹿島市営土地改良事業（さが農業農村振興整備 地場整備）

五畠田地区の工事が平成15年3月20日完了した旨届出があった。

平成15年12月5日

佐賀県知事 古川 康